

令和2年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和2年12月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部 長		大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部 長		吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一

建 設 部 長 市 川 明 男

水 道 課 長 海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義

総務部参事(事)総務課長 片岡和久

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳信

教 育 次 長 関 貴美代

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 澤 孝 行

○代表監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長 柿 沼 典 夫

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広志

副 主 幹 中 嶋 敏 江

副 主 幹 須賀澤 勲

主 査 嘉 瀬 順 子

主 任 主 事 今 関 雅

主 任 主 事 村山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

令和2年12月21日(月)午前10時開議

日程第1 議案第3号から議案第10号、議案第12号

委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第3号から議案第10号及び議案第12号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりですが、審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第3号は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

これは、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、本市に関係する条例を一括して改正しようとするものです。

審査の過程において委員から、「還付加算金等の割合はどのぐらい引き上げになるのか」という質疑に対して、「延滞金は0.1パーセントの引き上げになります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費3項を除く、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、第3表債務負担行為補正1追加の内(21)から(28)及び(60)から(61)、第4表地方債補正1廃止についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「マイナポイント推進事業補助金について、これまでの国庫補助金の総額は幾らになるのか」という質疑に対して、「今回、補正予算で計上した230万5千円が初めてで、過去にもらっている補助金はありません」という答弁がありました。

次に、「八街市のマイナポイントの受付、発行数はどのぐらいか、また申込者の率は」という質疑に対して、「7月に228件、8月に357件、9月に369件、10月に392件、

11月に297件と、概ね月300件強の申込者がいらっしゃいました。マイナンバーカードの交付枚数については、11月末時点で1万6千627枚で、同時点での市の人口6万8千769人に対する申込率は24.18パーセントです」という答弁がありました。

次に、「被災農業施設等復旧支援事業費の減額について、現在の市内の農業施設の復旧の状況は」という質疑に対して、「施設の復旧の進捗状況について、令和2年12月1日現在の状況として、パイプハウスなどの農業用施設の復旧の申請が298件あり、そのうち修繕や建て替えが完了しているものが約3分の2の195件、そのうち市の完了検査が終了したものが175件です。補助金の交付については、県の完了検査に合格したものから順次、交付の手続を行っています」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「会計年度任用職員人件費について、この職員は何時から何時までの勤務なのか」という質疑に対して、「今年度は2名を任用し、午前8時半から午後5時までの勤務です」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「自主防災組織の補助金について、来年度はもっと早くから対応できるように当初予算から確保していくことはできないのか」という質疑に対して、「来年度の当初予算については、今年度と同様に4団体で見込んでいます。それ以上については補正予算で対応いたします。当初予算から対応するのは、設立される団体数を予測するのが困難なため、難しいと考えています」という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正において、「防災メール配信システムの賃借について、若干の増額となっている理由は」という質疑に対して、「現在、このシステムは業者委託で行っていますが、5千件未満と以上では委託の料金が変わる契約になっております。昨年の災害以降、急激に防災メールの登録件数が増えたため、今回の増額となっています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「新型コロナの第3波を迎えている中で、今議会での補正予算は国・県の福祉施設、新型コロナ対策として県補助金による福祉施設への支援費が計上されていますが、市独自のコロナ対策費の計上はありません。県のコロナ対策会議専門部会部会長の山本修一千葉大学副学長は1日に緊急会見を開き、「県内のどこにも新型コロナウイルスがいて、どこからでもクラスターが発生し得る。これまでとは違う状況」と指摘しており、その対策が求められています。感染リスクの高い医療施設、学校、保育園などの職員対象のPCR検査の定期検査への補助・支援とともに、八街市中小企業元気アップ給付金の実績報告からも明らかのように、売上げが50パーセント以上減少した市内業者が86.4パーセントを占め、8割減が32.4パーセントと、市内経済は深刻な状況となっています。この間、市内業者の方々は国・市などの支援制度を活用し、経営と雇用をぎりぎりのところで踏ん張っているのが実態です。第3波の広がりが見通せない状況に拍車をかけており、年末を乗りきれぬのか、不安が広がっています。こうした下で、市独自の支援策が必要です。自治体の財政力の強弱でコロナ対策に差があってはなりません。国に、自由に使える地方創生臨時交付金を強く求め、

市民の健康、生活を守る取組を求めます。

国庫補助金のマイナポイント事業の人件費補助金230万5千円が計上されていますが、総務省はマイナンバーカードを持っていない、およそ8千万人を対象に、4千万人の利用を見込み、来年3月末までの事業に総額2千478億円の税金をつぎ込むものとなっています。政府与党は個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難といった国民の不安に応えないばかりか、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すため、この間、健康保険法等を改正、戸籍法改正、デジタル手続法など、矢継ぎ早に成立させ、カード普及のために手当たり次第となっています。しかし、政府が莫大な税金を投入し、躍起になっても、マイナンバーカードを取得した人は、2020年9月現在で、全国平均では19パーセント、本市では24パーセントとなっています。国民、市民が必要を感じないマイナンバー制度に固執し、何が何でも押し付けるやり方は止めるべきです。個人情報保護のための国の監督機関、個人情報保護委員会が6月に公表した年次報告によると、2019年度にマイナンバー付の個人情報が138機関、217件、漏えいしたことが分かりました。このうち15件は、委託元の行政機関や地方公共団体の許可を得ずに、マイナンバー付の個人情報取扱業務が再委託されていたケースです。国民は個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難への危惧、政府が個人の情報を掌握、管理することについて、強い不安を抱いています。このように問題だらけのマイナンバーカードの普及を推し進めることは、新たな混乱を引き起こし、危険を広げるだけです。国民が求めているマイナンバー制度を推進するのではなく、立ち止まって見直すときです。

歳出は、職員の期末手当の削減が計上されていますが、2020年人事院・千葉県人事委員会は、前年度より0.05か月少ない4.45か月とする勧告を行いました。引き上げは2010年度以来、10年ぶりとなり、期末手当の官民較差が0.04か月、民間よりもさらに引き上げとなっています。今回の勧告は、昨年災害や新型コロナウイルス感染症などに対応してきた市職員の、日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っている労苦に応えないばかりか、公務員の賃金引き上げは全ての労働者の賃下げにつながるものであり、さらに消費税増税や新型コロナ危機の下でのマイナス勧告は地域経済にも大きな影響を及ぼすものであり、到底認められません。

以上のことから反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案どおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

しばらく、消毒いたしますのでお待ちください。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長の報告を求めます。

○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月15日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第4号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減判定基準の拡大について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「今回の改正は県内同率か」という質疑に対して、「地方税法の改正によるものなので、県内で同率の改正が行われるものと思われまます」という答弁がありました。

次に、「課税限度額の引き上げについて、1年先送りされたのは、近隣市町との兼ね合いを見て行ったと考えてよいのか」という質疑に対して、「限度額の引き上げは市町村の判断で行われることになっており、千葉県内54団体のうち42団体は令和2年度から引き上げを行っています。八街市を含む、残り12団体は来年度以降の引き上げを予定しています」という答弁がありました。

次に、「今後の保険料の引き上げの見通しは」という質疑に対して、「ここ数年、毎年度、課税限度額の引き上げが行われてきましたが、国からは来年度については課税限度額及び軽減判定所得ともに、引き上げ、引き下げともに見送るという見解が示されているために、来年度の引き上げはないと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようがありました。

「この条例は、1点目に、医療費の増額見込みにより、国民健康保険の課税限度額について、令和3年度から医療保険分を2万円、介護納付金分を1万円引き上げ、合計3万円引き上げるものです。課税限度額は平成30年から毎年引き上げ、令和2年度には99万円になりました。この間、所得が増えていないにもかかわらず、引き上げ対象世帯は延べ173世帯、1人世帯の課税所得809万円以上の世帯引き上げ総額は医療分273万円、介護分29万円で、合計302万円の増収です。高額所得者の負担を増やす理由として、中間層の保険税を軽減するとしています。しかし、1世帯当たり僅か250円の軽減に過ぎず、課税限度額の引き上げが国保運営の改善につながるのか、疑問です。市長は市民の生活実態について、不安があると答弁されました。それならば、引き上げを中止すべきです。平成26年度から2割、5割軽減策について、軽減割合は平成25年度の41.9パーセントから、令和2年度は54.3パーセントにしたとのこと。また、令和元年度の現年度分の収納率は4パーセント以上改善したとのこと。しかし、被保険者の収入がそんなに増えたとは思えません。給与や預貯金、生命保険等の徴収強化によるものであり、貧困が広がり、差し押さ

えるべき財産がなくなれば滞納せざるを得なくなり、コロナ禍ということで、短期保険証交付対象の全世帯に保険証を送付しておりますが、資格証明書については窓口でコロナの場合だけ通常の負担割合で医療を受けられます。しかし、ほかの病気についても利用できるように国に要請していただきたいと思います。今後もどんな感染症が起こるか分かりません。医療から遠ざかる資格証明書は中止すべきです。

2点目に、国保税減税に係る所得基準について、基礎控除の基準額を33万円から43万円に引き上げることに賛成です。しかし、消費税引き上げ、台風被害、コロナ感染症の拡大の中で、国保運営の改善に対する抜本的な対策が必要です。全国市長会として、引き続き国に対し1兆円の公費負担の引き上げの早期実施を求め、実効ある措置により誰もが払える国保税にすることを要望し、議案第4号に反対します。」

賛成討論が次のようでありました。

「この条例改正の趣旨は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることであり、平成30年度の税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等所得控除で10万円の引き上げが行われたことにより、国民健康保険税の算定に不利益が及ばないよう、軽減判定所得基準を10万円引き上げる見直しです。一部の被保険者にとって負担増となる課税限度額の引き上げについては、これまでも本市では近隣市と合わせて、地方税法の施行から1年先送りで保険税条例の改正をしてきたところであり、今回の改正もこれまでの改正の経緯を踏襲するものであります。

この改正により、高所得者にはより多くの負担をしていただくこととなりますが、一方で、この条例改正とは別に、軽減判定所得の拡大を4月から既に実施しており、低所得層の被保険者への配慮はなされているものと考えます。この改正による税収見込みは約300万円とのことで、国保財政への影響は全体額から見て大きなものではありませんが、医療給付が増加傾向にあることや、保険税負担の公平性を図る観点を踏まえると、この引き上げは妥当な改正であると考えます。また、国保制度の広域化を鑑みても、地方税制度に準じる改正は、国保制度を運営していく上で必要なものであることから、本条例の改正に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目及び3目、9款教育費、第2表繰越明許費補正1追加、第3表債務負担行為補正1追加の内(29)から(34)及び(62)から(79)についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「児童福祉費について、児童クラブの管理運営費の説明の中にあつた備品というのは、空気清浄機等を含めての備品か」という質疑に対し、「備品については、空気清浄機などとなっています」という答弁がありました。

次に、「老人福祉費について、高齢者医療事業費の中の後期高齢者医療定率市町村負担金について、八街市の状況は」という質疑に対して、「後期高齢者医療定率市町村負担金は、八

街市の医療費に対して12分の1を市で負担するものです。医療費については、平成29年度は60億6千600万円、30年度は65億3千900万円、31年度は71億5千400万円となっており、それぞれ前年比3.79パーセント、7.79パーセント、9.41パーセント、前年度を大きく上回る状況で推移しています」という答弁がありました。

次に、9款では、「幼稚園費について、コロナ禍の中でいろいろな仕事が増えている状況だと思われる。本来であれば教職員を増やした上で、子どもたちに手厚い対応が必要だったのではないかと思うが、教職員の不足はなかったのか」という質疑に対して、「今いる人員の中でしっかりと衛生対策をしていることを実際に確認しています」という答弁がありました。

次に、繰越明許費補正では、「GIGAスクールサポーターについて、小学校、中学校それぞれ何人か」という質疑に対して、「小学校4名、中学校2名で、それぞれが2校を兼務します」という答弁がありました。

次に、債務負担行為では、「学校給食残渣処分業務について、コロナ禍による休校から今日までの残渣量の状況は」という質疑に対して、「給食再開後の残渣量については、前年度と大きな違いは出ていません。6月から12月までの間の残渣量の総量は、小学校が17トン、中学校が13トンです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「歳入について、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金はどのような観点で設立されたのか」という質疑に対して、「この2つの交付金は、市町村が行っている介護保険事業の取組に対して細かな点検項目があり、その達成状況に応じて交付金を交付し、支援するものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、令和2年9月定例会において採決された、八街市国民健康保険条例に関する条例の一部を改正する条例の適用期間を令和3年3月31日まで再延長する通知が示されたことから、財政支援の適用期間と合わせた制度の運用を図るため、条例の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「今までに適用された人はいたのか」という質疑に対して、「現在、1件申請があり、審査中です」という答弁がありました。

次に、「国保加入の被用者で新型コロナウイルスに感染された方はほかにいなかったということなのか」という質疑に対して、「令和2年9月の診療分までの保険診療分にあたる検査費用や療養費について、186件のレセプトを確認しています」という答弁がありました。

次に、「この事業は、雇用者は対象にならないのか。国等からの指示はないのか」という質疑に対し、「国民健康保険では、特例的に国からの財政支援を受けて、被用者を対象に傷病手当の支給を実施しており、被用者以外の個人事業者やフリーランスの方は国の財政支援の範囲外のため、八街市では国の財政支援の範囲内での傷病手当の支給事務を運用しています。国民健康保険については、様々な就労形態の方が加入している中で、被用者だけを支援の対象にするのは不公平のように見えるかもしれませんが、被用者に比べ、月や年、季節などによって収入が大きく変わる職種もあり、また療養期間における収入の状況等を把握しづらく、公平な算定が難しいこともあり、国の財政支援の対象である被用者のみに限定して運用していくことにご理解をいただきたいと思います」という答弁がありました。

次に、「この制度は申請によるものと思われるが、感染の疑いのある方にこの制度をどのように説明、周知しているのか」という質疑に対して、「市では感染した、または感染の疑いがある方の職業等は把握できないため、申請していただいて審査して、支給の可否を判断する形になります」という答弁がありました。

次に、「この制度の周知についてはどのように行われているのか」という質疑に対して、「市としては、市役所ホームページを活用して周知を図ろうと考えています。また、医療機関からの問合せも受けており、医療機関を受診した際に医療機関からの説明もあるようなので、対象となる方には全て周知できているものと考えています」という答弁がありました。

次に、「申請の期間はいつ頃まで遡って申請できるのか」という質疑に対して、「今回の条例改正については、新型コロナウイルスに感染したのが令和3年3月31日までの分についてなので、申請についてはそれ以降も受付できます。しかし、いつまで申請できるのかについては、まだ国の見解が示されていないため、回答できません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、角麻子経済建設常任委員長の報告を求めます。

○角 麻子君

経済建設常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであり

ますが、審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第3表債務負担行為補正1追加の内(35)から(59)についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「コロナ禍における八富成田斎場の利用の状況はどうなっているのか」という質疑に対して、「今年の1月から8月までの火葬件数は479件であるのに対し、前年の1月から8月までの火葬件数は531件となっており、比較すると今年は52件の減となっています」という答弁がありました。

次に、「故障している八富成田斎場の空調設備の修繕の状況はどうなっているのか」という質疑に対して、「八富成田斎場の空調については、今年10月から全館で停止している状況となっています。冬季に関しては、別途、暖房器具を用意して対応すると聞いています。また、待合室、式場控室については、個別空調のため使用できると聞いています」という答弁がありました。

歳出5款では、「被災農業施設等復旧支援事業の補強での申請分について、何件の申請があり、現在のどの程度、支払いまで行われているのか」という質疑に対して、「補強だけの申請については36件の申請があり、そのうち今回は6件の方が完成しています。全体では復旧事業と合わせて申請件数298件となっており、そのうち195件については農家の方から施設が完成しているとの報告があり、検査を進めています。その後、県の検査に合格し次第、順次、補助金の支払いを進めています」という答弁がありました。

歳出7款では、「都市計画道路3・4・3号線の負担金について、県負担金への切替えとのことだが、全額が減額になるのか」という質疑に対して、「今年度については詳細設計と路線の測量を実施したところですが、この設計と測量については千葉県が全額を負担することとなったため、全額が減額となります。来年度以降、千葉県が実際に用地測量に入っていた場合に負担金が発生します」という答弁がありました。

次に、「パイバスの工事について、基礎舗装が1週間前に終わりましたが、開通までのスケジュールは」という質疑に対して、「現在のところ、千葉県印旛土木事務所から報告を受けている工事の進捗状況によると、年度内の来年3月末までには工事が完了すると聞いています。周辺の住民の方々には、印旛土木事務所からきちんと工事概要の説明等を周知していただくよう、お願いしてまいりたいと思っております」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、令和2年度八街市下水道会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「マンホールポンプ緊急通報装置保守業務について、これは地形によってポンプアップしなければならない場所のためのポンプですか」という質疑に対して、「低いところから自然流下できる高さまで持ち上げるための、ポンプアップの施設です」という答弁がありました。

次に、「ポンプアップする箇所は現在、八街市では何か所あるのか」という質疑に対して、

「現在9か所あります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号は、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「配水及び給水費の修繕費とはどのような内容なのか」という質疑に対して、「榎戸配水場に埋設されているDIP管から漏水が発生しており、これを早急に修理するための経費として計上いたしました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第10号及び議案第12号の討論受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

これから討論を行います。

議案第4号に対し京増藤江議員、山口孝弘議員から、議案第5号に対し丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第4号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

この条例は、1点目に、医療費の増額見込みにより、国民健康保険の課税限度額について、令和3年度から医療保険分を2万円、介護納付金分を1万円引き上げて、合計3万円引き上げるものです。課税限度額は平成30年から毎年引き上げ、令和3年度には99万円になります。引き上げ対象世帯は延べ173世帯、1人世帯の場合、課税所得809万円以上の世

帯が対象です。引き上げ総額は医療分273万円、介護分29万円で、合計302万円の増収です。高額所得者の負担を増やす理由として、全体の税率を抑えて中間所得世帯の負担の抑制を図るとしてはありますが、1世帯当たり僅か250円の軽減に過ぎず、国保加入者の間でやりくりしても、高過ぎる国保税の穴埋めにもなっておりません。市長は市民の生活実態について、不安があると答弁されました。それならば、引き上げを中止するべきです。平成26年度から2割、5割軽減策について、軽減割合は平成25年度の41.9パーセントから54.3パーセントに拡充され、また令和元年度の現年度分の収納率は88.38パーセントと、平成25年度と比較すると4パーセント以上改善したということです。しかし、収納率の改善は被保険者の所得が増えたからではなく、給与や預貯金、生命保険等の徴収強化によるものです。貧困が広がり、差し押さえるべき財産がなくなれば、滞納せざるを得なくなります。恒常的低所得世帯に対する実効ある軽減、減免措置実施を求めます。

2点目に、国保税の減額に係る所得基準について、基礎控除の基準額を33万円から43万円に引き上げることは、軽減策の拡充となります。しかし、今回の国保税限度額引き上げ、基礎控除引き上げは、国保税を滞納せざるを得ない世帯に対する抜本的改善とはなりません。消費税引き上げ、台風被害、コロナ感染症の拡大の中で、市民の生活不安は大きくなるばかりです。全国市長会として、引き続き国に対し1兆円の公費負担の引き上げ早期実施を求め、実効ある措置により、誰もが払える国保税にすることを要望し、議案第4号に反対します。

○議長（鈴木広美君）

次に、山口孝弘議員の議案第4号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

この条例改正の趣旨は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることであり、平成30年度の税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等、所得控除で10万円引き上げが行われたことにより、国民健康保険税算定に不利益が及ばないよう、軽減判定所得基準を10万円引き上げる見直しであります。一部の被保険者にとって負担増となる課税限度額の引き上げについては、これまでも本市では近隣市と合わせて、地方税法の施行から1年先送りで保険税条例の改正をしてきたところであり、今回の改正もこれまでの改正の経緯を踏襲したものでございます。

この改正により、高所得者にはより多くの負担をしていただくこととなりますが、一方で、この条例改正とは別に、軽減判定所得の拡大を4月から既に実施しており、低所得層の被保険者への配慮はなされているものと考えられます。この改正による増収見込額は約300万円とのことで、国保財政への影響は全体額から見て大きなものではございませんが、医療給付が増加傾向にあることや、保険税負担の公平性を図る観点を踏まえると、この引き上げは妥当な改正であると考えます。また、国保制度の広域化を鑑みても、地方税制度に準じる改正は、国保制度を運営していく上で必要なものであることから、本条例の改正に賛成いたし

ます。

○議長（鈴木広美君）

次に、丸山わき子議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

新型コロナの第3波を迎え、本市も感染拡大が広がっております。今議会での補正予算は国・県の福祉施設、新型コロナ対策として県補助金による福祉施設への支援費が計上されていますが、市独自のコロナ対策費の計上はありません。県のコロナ対策会議専門部会部会長の山本修一千葉大学副学長は12月1日に緊急会見を開き、「県内のどこにもコロナウイルスがいて、どこからでもクラスターが発生し得る。これまでとは違う状況」と指摘しており、その対策が求められています。感染リスクの高い医療施設、学校、保育園等、職員対象のPCR検査の定期的検査への補助・支援とともに、八街市中小企業元気アップ給付金の実績報告からも明らかなように、市内業者の売上げの50パーセント以上の減少が86.4パーセントを占め、8割減が32.4パーセントと、深刻な状況となっています。この間、市内業者の方々には国・市などの支援制度を活用し、経営と雇用を守り、ぎりぎりのところで踏ん張っているのが実態です。第3波の広がりが先行きの見通せない状況に拍車をかけており、年末を乗りきれぬのか、不安が広がっています。こうした下での市独自の支援策が必要です。自治体の財政力の強弱でコロナ対策に差があってはなりません。国に、自由に使える地方創生臨時交付金を強く求め、市民の健康、生活を守る、早急な取組が必要です。求めるものであります。

国庫補助金のマイナポイント事業の人件費補助金230万5千円が計上されておりますが、総務省はカードを持っていない、およそ8千万人を対象に、4千万人の利用者を見込み、来年3月末までの事業に総額2千478億円の税金をつぎ込むものとなっています。政府与党は個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難といった国民の不安に応えないばかりか、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すために、この間、健康保険法等を改正、戸籍法改正、デジタル手続法など、矢継ぎ早に成立させ、カード普及のために手当たり次第となっています。しかし、政府が莫大な税金を投入し、躍起になっても、マイナンバーカードを取得した人は、2020年9月現在で、全国平均で19パーセント、本市で24パーセントにとどまっています。国民、市民が必要を感じないマイナンバー制度に固執し、何が何でも押し付けるやり方は止めるべきです。個人情報保護のための国の監督機関、個人情報保護委員会が6月に公表した年次報告によると、2019年度にマイナンバー付の個人情報が138機関、217件、漏えいしたことが分かりました。このうち15件は、委託元の行政機関や地方公共団体の許可を得ずに、マイナンバー付の個人情報取扱業務が再委託されていたケースです。国民は個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難への危惧、政府が個人の情報を掌握、管理することについて、強い不安を抱えています。このように問題だらけのマイナンバーカードの普及を押し進めることは、新たな混乱を引き起こし、危険を広げるだけです。国民

が求めているマイナンバー制度を推進するのではなく、立ち止まって見直すときであります。

歳出では、職員の期末手当の削減が計上されていますが、2020年人事院・千葉県人事委員会は、前年度より0.05か月少ない4.45か月とする勧告を行いました。引き下げは2010年度以来、10年ぶりとなり、期末手当の官民較差が0.04か月、民間よりもさらに引き下げとなっています。今回の勧告は、昨年の災害や新型コロナウイルス感染症などに対応してきた市職員の、日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っている労苦に答えないばかりか、公務員の賃金引き下げは全ての労働者の賃下げにつながるものであり、さらに消費税増税や新型コロナ危機の下でのマイナス勧告は地域経済にも大きな影響を及ぼすものであり、到底認められません。

以上のことから反対するものであります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決の順番を変更し、分割して行います。順番は、最初に議案第3号から議案第4号、次に議案第12号、次に議案第5号から議案第10号を採決いたします。

最初に議案第3号、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和2年12月第4回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会の挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会運営委員会、続いて広聴広報特別委員会小委員会、続いて議会改革特別委員会を第2会議室で開催しますので、ご協力をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時10分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第10号、議案第12号
委員長報告、質疑、討論、採決

.....
議案第3号 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 令和2年度八街市一般会計補正予算について

議案第6号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第7号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第8号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第9号 令和2年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第10号 令和2年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第12号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 山 田 雅 士

八街市議会議員 小 川 喜 敬

※発言の訂正の表記について

- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (〇〇〇) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。